

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係

TEL728-2111

不当な取引行為を行っている事業者の公表について

下記の事業者は札幌市消費生活条例（以下「条例」という。）第 22 条で禁止されている不当な取引行為を行っていたので、条例第 32 条第 1 項の規定により、当該行為については是正するよう勧告をしましたが、勧告に従わなかったため、条例第 34 条の規定により公表いたします。

1 事業者の概要

- (1) 事業者名：東洋食品合同会社
- (2) 代表者名：松田 管矢
- (3) 所在地：東京都中野区野方 5 丁目 34 番 6-307 号
- (4) 電話番号：03-6830-2831
- (5) 資本金：10 万円
- (6) 設立：平成 24 年 11 月 21 日
- (7) 取引形態：電話勧誘販売
- (8) 取扱商品：健康食品「幸寿」

2 取引の概要

当該社は、実際に商品の申込みを行っていない札幌市内の消費者に対し、「注文を受けた健康食品を送る」などと電話をかけ、消費者が注文していないと断ると、「受け取らなければ、裁判所に書類を提出し、訴訟手続きを行う。その際の費用も請求する」「受け取らなければ裁判を起す。こちらは注文を受けた証拠がある。民事なので警察も消費者センターも関与できない」などと心理的に不安を与える言動を用いて健康食品を購入するよう迫り、代金引換配達で購入させようとした。

3 是正勧告の対象となった不当な取引行為

契約当事者	不当な取引行為	条例抵触条項
60 歳代男性 (25 年 3 月)	当該社は、消費者宅に「以前注文を受けた健康食品が生産できたので発送します」と架電した際に、消費者から「注文した覚えが無い」と言われると、当該社は「受注生産をしている」とだけ言った。会社名や住所等を尋ねると、会社名だけは言ったが、電話番号や住所は故意に告げず、当該契約の根拠となる商品名、金額等の説明もせず、商品を送ろうとした。	条例第 22 条第 1 項第 1 号イ (重要な情報の不告知)

60 歳代女性 (25 年 1 月)	当該社は消費者宅に「申し込みを受けたサプリメントを送ります」と架電した際に、消費者から「注文した覚えが無い」と言われると、「あなたから電話で申し込みを受けた際の録音テープが残っている」と説明し、消費者の名前と住所を言った。消費者から言った名前と住所の読み方が間違っていることを指摘されると、契約日を回答したが、回答した日は、消費者の親族の葬儀があった日で、健康食品を注文する余裕のない日を回答したことなど、契約締結の判断に重要な影響を及ぼす重要な事柄について不実のことを告げ、契約を締結しようとした。	条例第 22 条第 1 項第 1 号エ (重要な情報の不実告知)
60 歳代男性 (24 年 12 月)	当該社は、「注文を受けていた自然食品の発送準備ができた。電話注文の録音が残っている」と消費者宅に架電し、消費者から「全く身に覚えが無いので、送られても受取拒否する」と回答されると「送らないでくれと言われても困る。受け取らなければ裁判所に書類を提出し、訴訟手続きを行う。その際の費用も請求する」と心理的不安を与える言動を用い、契約を締結しようとした。	条例第 22 条第 1 項第 1 号オ (心理的不安を与える言動等)

4 当該事業者に関する相談の状況 (平成 26 年 3 月 3 日現在)

- (1) 当該事業者に関する相談：17件 (24年11月1件、12月3件、25年1月3件、2月3件、3月5件、4月2件)
- (2) 契約者当事者の年代：60歳代6件、70歳代7件、80歳代3件、不明1件
- (3) 契約者当事者の性別：男性8件、女性9件

5 札幌市消費者センターからのアドバイス

- (1) 申し込んだ覚えがなければ、きっぱり断ること。
- (2) 断ったにもかかわらず、一方的に商品が送りつけられたら、受け取りを拒否すること。
- (3) 電話勧誘で断りきれず、購入してしまった場合には、法定契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- (4) クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、勧誘方法等に問題があれば解約できるケースもあるので、諦めずに消費者センターへ相談すること。
- (5) 不審に思うことがあれば、まずは消費者センターへ相談すること。

6 札幌市消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は011-728-2121** です。
 受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。
 ただし、面接相談は午後4時30分までとなっています。